

# 日本の銃器情勢

(令和4年版)

～銃器犯罪のない社会を!!～



警察庁刑事局組織犯罪対策部  
組織犯罪対策第二課 薬物銃器対策室

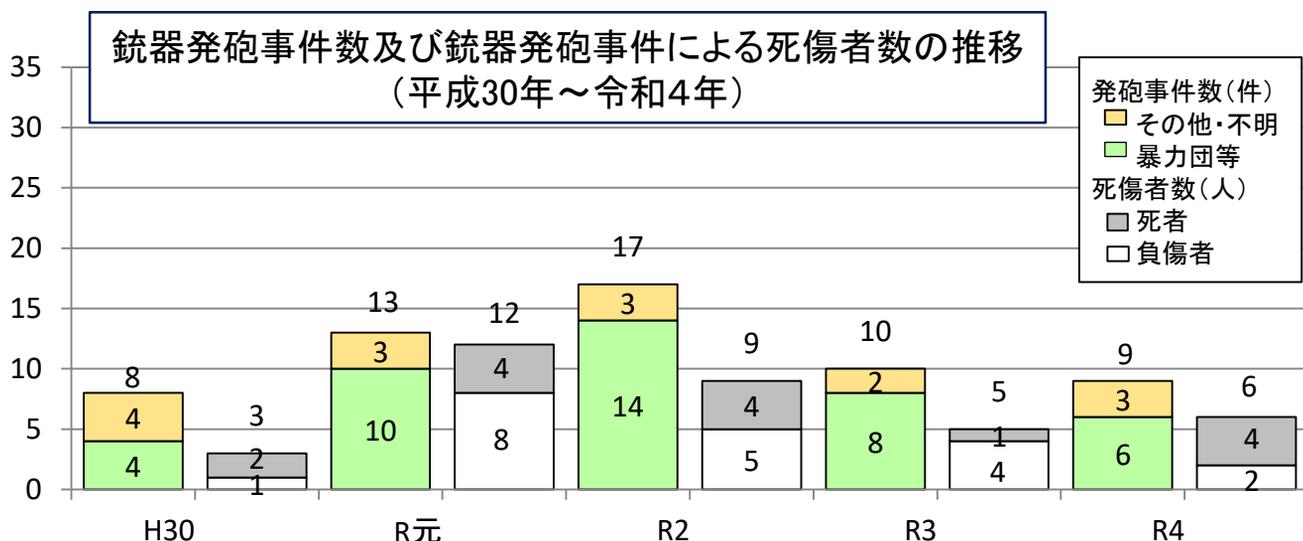
# 銃器発砲事件の発生状況

令和4年における銃器発砲事件※1の発生事件数※2は9件（前年比－1件）、このうち暴力団等によるとみられるものは6件（前年比－2件）で、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因するとみられる発砲事件が1件、六代目山口組と池田組の対立抗争によるものとみられる発砲事件が1件発生しました。

また、安倍元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案も発生しました。

銃器発砲事件による死傷者数は6人（死者4人、負傷者2人）であり、このうち暴力団構成員等は3人（死者2人、負傷者1人）でした。

暴力団の対立抗争に起因するものをはじめ、依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しています。



区分 \ 年次	H30	R元	R2	R3	R4
発砲事件数(件)	8	13	17	10	9
暴力団等※3	4	10	14	8	6
その他・不明	4	3	3	2	3
死傷者数(人)	3	12	9	5	6
死者数	2	4	4	1	4
負傷者数	1	8	5	4	2

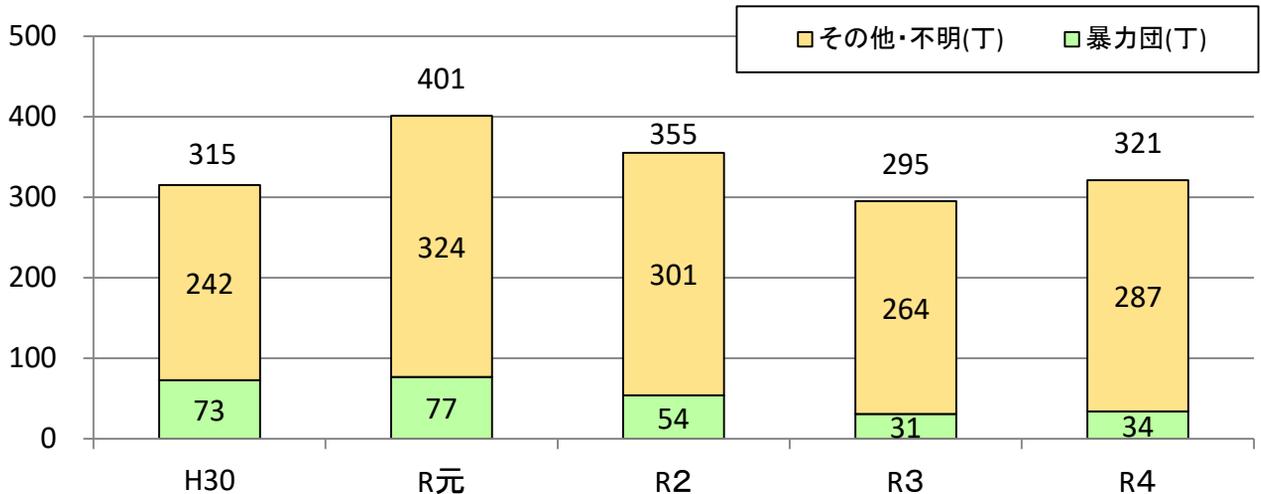
- ※1 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。
- ※2 銃器発砲事件の事件数及び死傷者数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。
- ※3 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

# 拳銃の押収状況

令和4年における拳銃の押収丁数※4は321丁（前年比+26丁）でした。

このうち暴力団の管理と認められる拳銃は34丁（前年比+3丁）で、組織別で見ると、六代目山口組が17丁（割合50.0%）、稲川会が4丁（同11.8%）、住吉会が2丁（同5.9%）、神戸山口組が1丁（同2.9%）などとなっています。

拳銃の押収状況の推移(平成30年～令和4年)



区分 \ 年次	H30	R元	R2	R3	R4
拳銃押収丁数	315	401	355	295	321
暴力団※5(丁)	73	77	54	31	34
その他・不明(丁)	242	324	301	264	287

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は41丁（前年比+5丁）でした。

インターネット関連の拳銃押収状況(平成30年～令和4年)

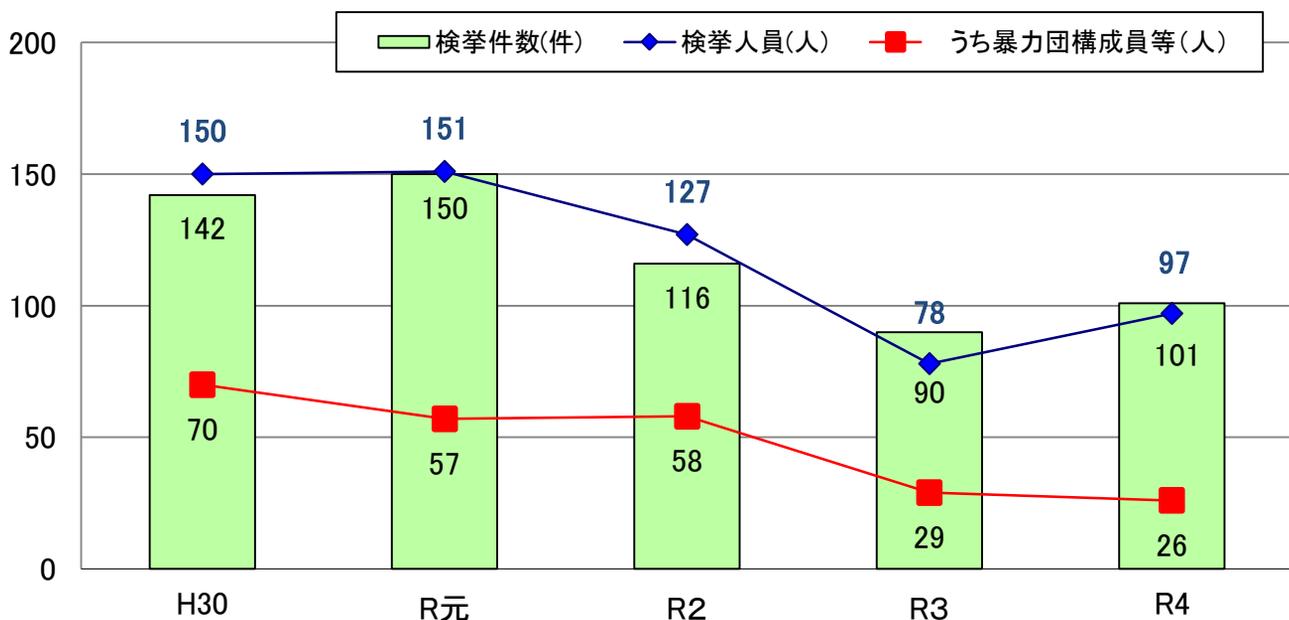
区分 \ 年次	H30	R元	R2	R3	R4
押収丁数	29	54	41	36	41

※4 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。  
 ※5 表中の「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

# 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

令和4年における拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の検挙件数は101件（前年比+11件）、検挙人員は97人（前年比+19人）で、このうち暴力団構成員等の検挙人員は26人（前年比-3人）でした。

拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移  
(平成30年～令和4年)



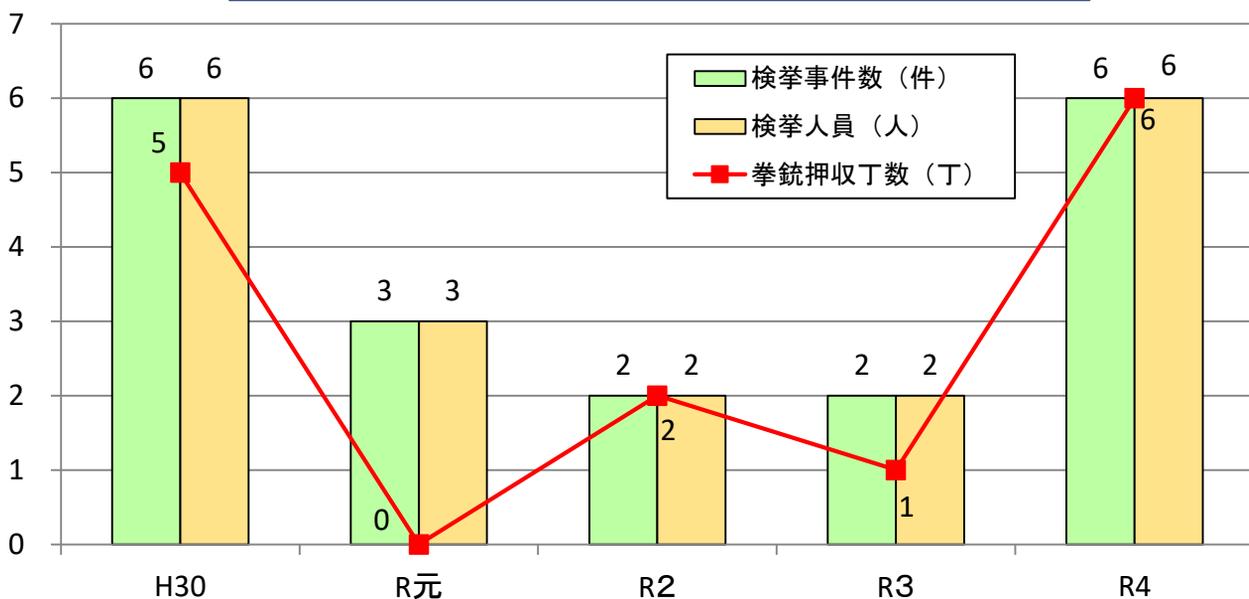
区分	年次	H30	R元	R2	R3	R4
検挙件数(件)		142	150	116	90	101
検挙人員(人)		150	151	127	78	97
	うち暴力団構成員等	70	57	58	29	26

# 拳銃等密輸入事件の摘発状況

令和4年における拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件<sup>※6</sup>の検挙事件数は6事件（前年比+4事件）、検挙人員<sup>※7</sup>は6人（前年比+4人）で、密輸入事件に係る拳銃の押収は6丁（前年比+5丁）でした。

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙については、近年2～6件ですが、我が国で押収される真正拳銃の大半は外国製となっています。

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況  
(平成30年～令和4年)



区分 \ 年次	H30	R元	R2	R3	R4
検挙事件数(件)	6	3	2	2	6
検挙人員(人)	6	3	2	2	6
拳銃押収丁数(丁)	5	0	2	1	6

※6 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数、検挙人員及び押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

※7 検挙事件数及び検挙人員には、拳銃の密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

# 拳銃発砲事件の検挙事例

## 六代目山口組傘下組織組員による拳銃発砲事件（兵庫県警察）

令和4年6月、兵庫県神戸市内の神戸山口組組長の自宅敷地内において、同組長宅玄関扉に向けて拳銃を発射し、玄関扉を損壊した事件で、六代目山口組傘下組織組員を銃刀法違反（単純所持）等で逮捕した。

# 拳銃等所持事件の検挙事例

## 事例1 稲川会傘下組織幹部による拳銃所持事件（新潟県警察）

令和4年7月、新潟県内の自宅敷地内の倉庫において、拳銃1丁を適合実包18個と共に保管して所持した事件で、稲川会傘下組織幹部の男を、銃刀法違反（加重所持）で逮捕した。



## 事例2 手製銃砲製造・所持及び爆発物等所持事件（北海道警察）

令和4年4月頃から7月頃までの間に、北海道札幌市内の自宅で手製銃砲1丁を製造し、その後、適合する金属製弾丸及び火薬と共に保管して所持した事件、さらに、黒色火薬や爆発物であるHTMDを自宅に所持した事件で、無職の男を、武器等製造法違反（武器の無許可製造）、銃刀法違反（加重所持）、火薬類取締法違反及び爆発物取締罰則違反で検挙した。

## インターネット上の違法銃器に関する情報収集と取締りを強化しています

警察庁では、インターネット利用者等から、違法情報、重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報に関する通報を受理し、警察への通報、ウェブサイト管理者等への削除依頼等を行う、インターネット・ホットラインセンター（IHC）を運用しています。

また、都道府県警察では、IHCからの通報により、違法情報・有害情報を的確に把握し、事件化又はウェブサイトの管理者等への削除依頼を行っています。

令和5年2月から | IHCへの通報対象に  
**爆発物・銃砲等の製造**  
等の7類型の情報が追加されました！！

令和5年2月から、IHCにおいて取り扱う情報に、

- 拳銃等の譲渡等
- 爆発物・銃砲等の製造

等が追加されました。

詳細は、IHCのHP (<https://www.internethotline.jp>) を参照してください。



# 身近に潜む銃器!! あなたの情報提供をお待ちしています。

拳銃110番報奨制度

0120-10-3774

24時間匿名通報 OK

あなたの情報が、銃器犯罪のない社会に繋がります!!

ネット上で拳銃が売られている! 知り合いが拳銃を持っている!

拳銃110番報奨制度とは、通報された情報により、拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象として、17につき10万円を目安として報奨金が支払われる制度です。

警察庁 拳銃110番報奨制度

## 「拳銃110番報奨制度」を知っていますか？

フリーダイヤル

「0120-10-3774 (ジュウ ミナナシ)」により、都道府県警察が、拳銃その他の銃器等に関する情報を受け付けています。

その情報提供によって、拳銃やその他の銃器等が押収され、かつ、被疑者検挙に至った事案を対象として、報奨金を支払う制度があります。  
※詳しくは次のページをご覧ください。

## インターネット上の違法銃器に関する情報をお寄せください。

オークション、フリマ、SNS等のサイトに、真正拳銃、改造拳銃、実弾が発射可能なモデルガン等違法銃器の販売や取引に関する情報が掲載されていることがあります。

これら違法銃器に関する情報も「拳銃110番報奨制度」の対象となりますので、見つけた場合はフリーダイヤルに連絡してください。

## 旧軍用拳銃が眠っていませんか？

旧軍用拳銃は、大事な遺品であっても、所持することが法律で禁止されています。

子供たちがもてあそんで思わぬ事故につながったり、盗まれて犯罪に使用される危険性があります。

発見した場合は速やかに最寄りの警察署に届け出てください。

# 拳銃 110 番報 奨制度

フリーダイヤル

0120-<sup>ジュウ</sup>10-<sup>ミナナシ</sup>3774

情報提供にご協力ください。



「拳銃を見た!」



「インターネット上で拳銃  
が売られている!」



「暴力団員風の者が空き  
家・貸倉庫に出入りして、何  
かを隠していた!」



## 報奨金 の 支払い

- 報奨金は、**通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案**を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃が1丁押収された場合に10万円が目安です。

※ 報奨金は、一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。

※ 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

### 匿名通報の取扱い

- 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の選別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うこととなります。  
なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

### 報奨金が支払われない場合

- 拳銃その他の銃器等が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合  
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が事件の共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為等があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、通報後6か月以内に警察に対して連絡がない場合
- フリーダイヤル以外の方法による情報提供の場合

警察庁